

『平成25年度税制改正大綱(4) 延滞税等が見直し』

平成25年度税制改正では、納税環境整備の1つとして延滞税、利子税等の見直しが盛り込まれた。市場で超低金利が続く現状を勘案し、事業者等の負担を軽減するための措置。26年1月1日以後に対応する税について適用され、また、地方税についても国税と同様の見直しが行われる。

今回の改正により、現行では「公定歩合」に年4%を加算した割合としていた特例基準割合が、「国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)」の平均に年1%を加えた割合に変更。そのうえで、延滞税の割合は特例基準割合+7.3%(2カ月以内に納付した場合は特例基準割合+1%)に見直された。貸出約定平均金利が1%の場合の延滞税は9.3%となり、本則14.6%から大幅な引き下げとなる。また納税の猶予等を受けた場合は、猶予等をした期間に対応する延滞税の額のうち、特例基準割合を適用した額を超える金額が免除されることとなった。所得税法・相続税法の規定による延納などに係る利子税や還付加算金の割合も、特例基準割合は貸出約定平均金利+1%となる。ただし相続税・贈与税に係る利子税のうち7.3%以外の割合のものについては、これら利子税の割合(本則)に、当該特例基準割合が年7.3%に占める割合を乗じて算定することとなった。

『2社に1社後継者不在 65歳以上のオーナー企業』

65歳を超えるオーナー社長の企業の2社に1社が後継者不在—帝国データバンクがこのほど実施した調査でこんな結果が明らかになった。同調査は会社の経営者(社長)と所有者(株主)が同一であるオーナー企業を抽出し、集計した。

オーナー企業26万7255社のうち、68.8%に当たる18万3958社が後継者不在だった。社長の年齢別に見ると、事業継承が喫緊の課題となる65歳以上のオーナー社長では、48.7%が後継者不在であることが判明した。また、事業継承の準備を始めるべき60歳前後のオーナー社長でも7割近い不在率となっている。オーナー社長の就任経緯では、「創業者」が56.2%で最も多く、次いで、「同族継承」が32.2%だった。後継者がいるオーナー企業で後継者の属性を見ると、「配偶者」「子供」「親族」で91.5%を占め、「非同族」は8.5%だった。

11年度決算の業績が判明しているオーナー企業のうち、「増収増益」の企業は全体の16.5%だった。創業が1913年(大正2年)以前である、業歴100年を超える長寿オーナー企業は全国に6810社ある。うち、業歴300年以上は129社、500年超は4社あった。

